

市立病院・京北病院は平成 23 年 4 月 1 日 から地方独立行政法人による運営へ

～法人化しても変わらないこと～

法人化後も、これまでと変わることなく、
自治体病院としての役割を果たしていきます。



新型インフルエンザ等に対応する
感染症指定医療機関として

- 昨年の新型インフルエンザ発生当初、
市内医療機関受診者の90%を診察
など

災害・大規模事故等に対応する
地域災害医療センターとして

- DMAT（災害医療派遣チーム）を設置
- JR 福知山線脱線事故では医療チームを派遣
など



～法人化により変わること～

- 市が示す方針と必要な財政的措置の下、運営権限は法人に移譲
- より一層医療の現場に近い所で、迅速・柔軟に病院を運営
- その結果は、専門の評価委員会・市が評価・点検

法人化のメリットを活かした運営

- 病院の判断で必要な医療スタッフを迅速に
確保し、医療サービスの充実を図ります。

- 法人理事長による運営で権限と責任
がより明確に。意思決定も迅速になります。



市立病院・京北病院を地方独立行政法人化することを定める「地方独立行政法人京都市立病院機構定款」が、京都市会において、本年3月に可決されました。

今後、国の定款認可等を経て、平成23年4月1日から、地方独立行政法人による運営がスタートする予定です。

このビラの内容についてのお問合せ先：京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院 管理課 地方独立行政法人化担当 電話 075-311-5311